別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例施行規則

平成２５年１２月２４日

規則第２８号

　（趣旨）

第１条　この規則は、別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例（平成２５年別府市条例第３２号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

　（助言又はあっせんの申立て）

第２条　条例第１８条第１項又は第２項の規定により、助言又はあっせんの申立てをしようとする者は、助言（あっせん）申立書（別記様式）を市長に提出しなければならない。ただし、助言（あっせん）申立書の提出が困難であると市長が認める場合は、この限りでない。

　（会議）

第３条　別府市障害者差別等事案解決委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

　（関係者の出席等）

第４条　委員長は、障害のある人への差別又は虐待に該当すると思われる事案の議事に関して、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

　（会議録の調製）

第５条　委員長は、会議を開催したときは、会議録を調製し、開会の日時及び場所、出席委員の氏名、議事の概要その他必要と認める事項を記載しなければならない。

２　会議録には、委員長及び委員長の指名した出席委員２人が、署名しなければならない。

　（庶務）

第６条　別府市障害者差別等事案解決委員会の庶務は、障害福祉担当課において処理する。

　（委任）

第７条　第３条から前条までに定めるもののほか、別府市障害者差別等事案解決委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

　（雑則）

第８条　この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

別記様式（第２条関係）

助言（あっせん）申立書

年　　月　　日

別府市長　　　　　　　　　あて

申立者　住　　所

氏　　名

電話番号

当事者との関係

下記の差別等事案を解決するために必要ですので、別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例第１８条第１項（第２項）の規定により、助言（あっせん）を行うよう申し立てます。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 当事者 | 差別（虐待）を受けたとされる者 | 住所 |  |
| 氏名 |  |
| 差別（虐待）をしたとされる者 | 住所 |  |
| 氏名 |  |
| 差別（虐待）に該当すると思われる事案の概要  (この欄に書ききれない場合は、別紙に書いて添付してください。) | | |  |
| 申立ての原因となる事実のあった日 | | | 年　　月　　日 |
| 必要な助言（あっせん）の内容  (この欄に書ききれない場合は、別紙に書いて添付してください。) | | |  |
| その他参考となる事項 | | |  |